

親権， 監護権に関する事件類型の国際裁判管轄の外国法制

1 親責任及び子の保護措置に関する管轄権， 準拠法， 承認， 執行及び協力に関する条約

- ・ 同条約第5条第1項により， 子が常居所を有する締約国の裁判所が子の身上又は財産の保護措置についての管轄権を有するとされる。

2 ブリュッセル II bis規則

- ・ 同規則第8条以下に親責任に関する国際裁判管轄の定めがあり， これによれば， いわゆる親責任事件の管轄権は， 次のいずれかの国の裁判所が有するとされる。

① 事件係属時の子の常居所地国（締約国に限る）

② 子の最上の利益に適う場合であることなど一定の要件を満たす場合には， 婚姻関係事件の管轄を行使する締約国裁判所

③ ①及び②がないときは， 子が所在している締約国

- ・ 手続当事者全員の合意により， 子が密接な関係性を有する加盟国の裁判所に管轄権が認められるとされる。
- ・ 夫婦の少なくとも一方が子の親権を有していること， 夫婦双方又は親権を有する配偶者が当該裁判所に管轄権があることを承認していること及び当該裁判所に管轄を認めることが子の福祉に適うことの各要件を満たすときは， 離婚手続が係属する加盟国の裁判所が親権についても管轄権を有するとされる（同12条）。

3 ドイツ

- ・ FamFG 第99条第1項により， 次のいずれかに該当する場合にドイツの裁判所が管轄権を有するとされる。

① 子がドイツ人である場合

② 子がドイツ国内に常居所を持つ場合（子の所在地が当事者全員の合意によって国外又はドイツへの移されたときは， その移動自体が違法であっても直ち

に常居所が取得される。)

③ 子がドイツの裁判所による保護措置を必要とする場合

- ・ 離婚事件の附帯処分として、未成年者の親権に関する事件（親権の移動又は取り上げ、面会交流権、夫婦の子の引渡し）が認められる。

4 オーストリア

- ・ J N 第 1 1 0 条第 1 項第 1 号～第 3 号により、次のいずれかに該当する場合にオーストリアの裁判所が管轄権を有するとされる。

① 子がオーストリア国籍を有する場合

② 子がオーストリアに常居所を有し、又は緊急の措置が問題となる場合は単に国内に滞在している場合

③ 子がオーストリアに財産を有し、それに関する措置が問題となる場合

5 スイス

- ・ I P R G 第 8 5 条第 1 項は、子の身上監護及び財産管理の保護のための措置についての国際裁判管轄は、K S U（親権及び子の保護のための措置の分野における管轄、準拠法、承認、執行、協働に関する条約）によって判断されることとし、これによれば、次の場合にスイスの裁判所に管轄権が認められる。

① 子がスイスに常居所を有する場合

② 常居所が不明の場合は、子がスイスに現在するとき

- ・ I P R G 第 8 5 条第 3 項は、緊急管轄の一般規律に加えて、特別の緊急管轄として、子及びその財産の保護のために必要な場合には、スイスの裁判所に管轄権が認められるとしている。

- ・ I P R G 第 7 9 条及び第 8 0 条によれば、親子関係の効果に関して子と親（の一方）が当事者となって争う事件については、子の常居所又は被告たる親の住所（常居所）がスイスにあれば、スイスの裁判所に管轄権が認められ、さらに、子及び被告たる親のいずれもスイスに住所及び常居所を有さず、かつ、いずれかがスイス国民である場合には、本籍地の裁判所に管轄権が認められる。

6 米国

- ・ U C C J E A によれば、子の監護権及び面会交流に関する事件の管轄原因は、次のとおり。

① ホームステイト管轄権

- ② 重要な関連性に基づく管轄権
- ③ より適切な法廷地に基づく管轄権
- ④ Vacuum jurisdiction (①～③の管轄原因がいずれの州にも認められない場合)
- ⑤ 仮の緊急的な管轄権 (子の遺棄や虐待等の場合における仮の緊急的な管轄権)

7 中国

- ・ 子の扶養者，扶養料，面会交流などの管轄について特別の規定はない。離婚後に変更の裁判を申し立てる場合には，被告住所地原則と身分関係訴訟に認める原告住所地管轄による（中国法に「親権」という概念はなく，離婚時に，子を直接扶養する者，直接扶養しない者が負担する子の扶養費，子との面接の方式と時間を定めることになる。）。

8 韓国

- ・ 国際裁判管轄に関する一般原則（当事者又は紛争となった事案が韓国と実質的関連がある場合に韓国の裁判所が管轄権を有する）のみを規定している。